

●香川県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年7月14日から同年8月3日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市十川西町字吉田1308番 2地先から	前	7.4～35.6	104	防災・安全社会資本整備 交付金事業による仮設橋 の設置
高松市十川西町字吉田179番 2地先まで	後	7.4～42.6	104	
高松市十川西町字吉田1308番 2地先から	前	—	—	
高松市十川西町字吉田181番 2地先まで	後	8.5～33.1	44	